

第89号議案

令和5年3月28日
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係）

標記の件について、下記の東京都人事委員会規則等を別添のとおり一部改正し、施行する。

記

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

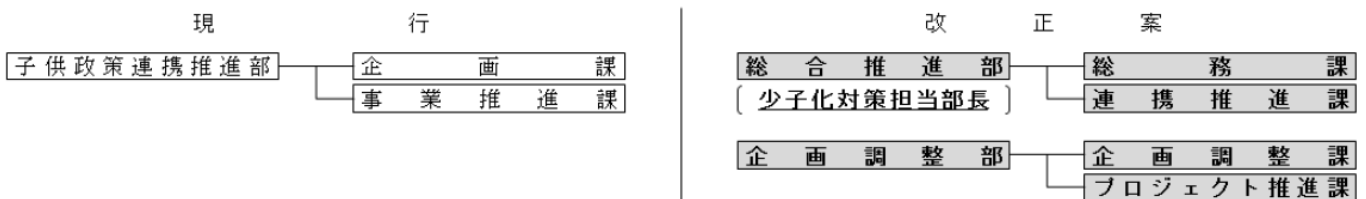
1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

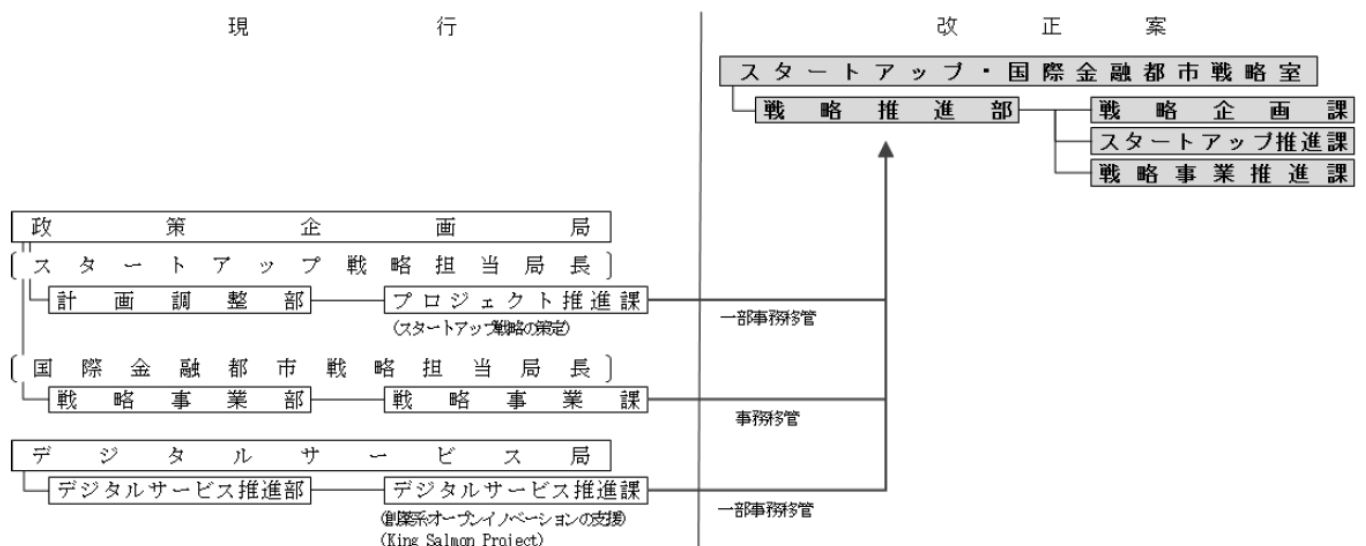
項 該 当 条 目 文	内 容
行政職給料表(一) 5級昇格時職務区 分別号給表 別表第8イ	【組織改正等に伴う規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供政策連携室の組織改正に伴い、職務区分1を適用する職名を変更 「子供政策連携室子供政策連携推進部長」 →「子供政策連携室総合推進部長」 ○ スタートアップ・国際金融都市戦略室の新設に伴い、職務区分1を適用する職として「スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部長」を追加 ○ 「政策企画局特区推進担当部長」 →「スタートアップ・国際金融都市戦略室特区・規制改革担当部長」 ○ デフリンピック大会の開催に伴い派遣される「生活文化スポーツ局局務担当部長」を各区分に規定
公安職給料表8級 昇格時職務区分別 号給表 別表第8ロ	【組織改正に伴う規定整備】 交通機動隊の再編に伴い、職務区分2を適用する職名を変更 「第一方面交通機動隊長」→「第一交通機動隊長」
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日

<参考>

- 子供政策連携室関係（令和5年4月改正）



- スタートアップ・国際金融都市戦略室の設置（令和5年4月改正）



2 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

初任給規則の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 目 文	内 容
昇格時職務区分別 号給表関係（第20 条関係） 第2項	【初任給規則の改正に伴う規定整備】 初任給規則に規定する「派遣条例第2条の規定に基づく派遣」に該当する派遣先団体として、「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を追加
適 用 年 月 日	令和5年4月1日

規則等改正案文一覧

～ 目次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（3頁）

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委 員 長 青 山 侑

「 初 任 給 、 昇 格 及 び 昇 給 等 に 関 する 規 則 の 運
用 に つ い て 」 の 一 部 改 正 に つ い て

「 初 任 給 、 昇 格 及 び 昇 給 等 に 関 する 規 則 の 運 用 に つ い て
（ 昭 和 50年 12月 25日 付 50人 委 第 1200号 ） 」 の 一 部 を 下 記 の
よ う に 改 正 し ま し た の で 、 令 和 5年 4月 1日 以 降 こ れ に よ
り 実 施 し て く だ さ い 。

記

昇 格 時 職 務 区 分 別 号 給 表 関 係 （ 第 20条 関 係 ） 第 2 項 を 次
の よ う に 改 め る 。

2 イ の 表 の 職 務 区 分 一 の 項 （ 同 表 の 職 務 区 分 二 の 項 及
び 職 務 区 分 四 の 項 に お い て 同 じ 。 ） に 規 定 す る 「 派 遣
条 例 第 2 条 の 規 定 に 基 づ く 派 遣 」 は 、 次 の 各 号 に 掲 げ
る 職 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定 め る 派 遣 先 団 体 へ
の 派 遣 に 限 る 。

- (1) 政 策 企 画 局 局 務 担 当 部 長 公 益 財 団 法 人 東 京 オ リ
ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 競 技 大 会 組 織 委 員 会
- (2) 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 局 務 担 当 部 長 公 益 財 団 法 人
東 京 都 ス ポ ー ツ 文 化 事 業 団

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（6頁）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号） 新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第三十五条まで（現行のとおり）
別表第一から別表第七まで（現行のとおり）

第一条から第三十五条まで（略）
別表第一から別表第七まで（略）

別表第8 昇格時職務区分別号給表（第20条関係）

別表第8 昇格時職務区分別号給表（第20条関係）

イ 行政職給料表（一）5級昇格時職務区分別号給表

イ 行政職給料表（一）5級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	機関又は組織の名称	職	
一 本庁		局に所属する総務部長	(現行のとおり)
		子供政策連携室総合推進部長	
		スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部長	
		総務局人事部長	
		総務局行政部長	
		総務局経理部長	
		財務局主計部長	
		財務局建築保全部長	
		都市整備局都市づくり政策部長	
		都市整備局都市基盤部長	
建設局道路建設部長			
港湾局港湾整備部長			
会計管理局管理部長			
政策企画局局務担当部長及び生涯文化スポーツ局局務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定			

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	機関又は組織の名称	職	
一 本庁		局に所属する総務部長	(略)
		子供政策連携室子供政策連携推進部長	
		総務局人事部長	
		総務局行政部長	
		総務局経理部長	
		財務局主計部長	
		財務局建築保全部長	
		都市整備局都市づくり政策部長	
		都市整備局都市基盤部長	
		建設局道路建設部長	
港湾局港湾整備部長			
会計管理局管理部長			
政策企画局局務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づき派遣をされており、かつ、			

四	本庁等（警視庁本部を除く。）	担当部長のうち、本庁行政機関又は地方行政機関の長の職等であって別に定めるもの 政策企画局局長担当部長及び生活文化スポーツ局局長担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づき派遣をされており、かつ、困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	(現行のとおり)
---	----------------	--	----------

ロ 公安職給料表 8級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	組織の名称	職	
一	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二	警視庁	本部の課の課長 府中運転免許試験場長 第一交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長 科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長	(現行のとおり)

四	本庁等（警視庁本部を除く。）	担当部長のうち、本庁行政機関又は地方行政機関の長の職等であって別に定めるもの 政策企画局局長担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づき派遣をされており、かつ、困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	(略)
---	----------------	---	-----

ロ 公安職給料表 8級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	組織の名称	職	
一	(略)	(略)	(略)
二	警視庁	本部の課の課長 府中運転免許試験場長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長 科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長	(略)

		<p>機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部における総合調整を担当するもの 警察学校の部長（職務区分一に規定するものを除く。） 警察署長のうち極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの</p>	
東京消防庁		(現行のとおり)	
		<p>機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部における総合調整を担当するもの 警察学校の部長（職務区分一に規定するものを除く。） 警察署長のうち極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの</p>	
東京消防庁		(略)	

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>第1条関係から経験年数換算表関係まで（現行のとおり） 昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 <u>イの表の職務区分一の項（同表の職務区分二の項及び職務区分四の項において同じ。）に規定する「派遣条例第2条の規定に基づく派遣」は、次の各号に掲げる職に応じ、それぞれ当該各号に定める派遣先団体への派遣に限る。</u></p> <p>(1) <u>政策企画局局務担当部長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p>(2) <u>生活文化スポーツ局局務担当部長 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団</u></p> <p>3から10まで（現行のとおり） 別表第1から別表第3まで（現行のとおり）</p>	<p>第1条関係から経験年数換算表関係まで（略） 昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>イの表の職務区分一の項（同表の職務区分二の項及び職務区分四の項において同じ。）に規定する「派遣条例第2条の規定に基づく派遣」は、派遣先団体が公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣に限る。</u></p> <p>3から10まで（略） 別表第1から別表第3まで（略）</p>